

平成30年度鴨川市いじめ問題対策調査会 議事録

日時 平成31年1月29日（火）

午後1時から午後2時35分まで

場所 鴨川市役所天津小湊支所2階会議室

●出席者

○委員出席者

分野	委員氏名（敬称略）
福祉	武田 由美
福祉	石塚 則子
医療	黒野 隆
人権	嶋津 辰次郎
心理	奈良 和子

○教育委員会・事務局出席者

所属・職名	職員氏名
事務局 学校教育課長	洲永 康弘
事務局 学校教育課指導主事	助川 孝浩

●会議資料

- ・次第と資料（レジメ）
- ・委員名簿
- ・資料1 鴨川市いじめ防止対策推進条例・鴨川市いじめ問題対策調査会規則・鴨川市いじめ防止基本方針・鴨川市いじめ防止基本方針【概要版】
- ・資料2 鴨川市いじめ防止基本方針（改定案）
鴨川市いじめ防止基本方針【概要版】（改定案）
- ・資料3 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会について

1 開会（午後1時）

2 教育委員会代表挨拶

洲永学校教育課長から鴨川市の児童・生徒の様子やいじめ認知の状況、子どもたちを取り巻く家庭などの環境面の不安などについて、教育委員会の立場から話があった。

また、国や県のいじめ防止基本方針の改定に伴い、鴨川市のだいじめ防止基本方針、いじめ防止基本方針概要版の改定についての審議のお願いがあった。

3 委嘱状の交付

洲永学校教育課長から委員全員に対し、委嘱状が交付された。

4 各委員の紹介

事務局の助川指導主事によって各委員が紹介され、その後、教育委員会職員が紹介された。

続いて事務局から本対策調査会の会議の公開、議事録の作成及び傍聴規定等について説明、提案があった。委員からの質疑等は特になく、事務局の提案のとおり了解が得られた。

5 鴨川市いじめ問題対策調査会について

事務局の助川指導主事から、本対策調査会について説明が行われた。(資料1)

その後、鴨川市いじめ防止対策推進条例の第19条について説明するとともに、いじめ防止対策推進法についての確認があった。

事務局からの補足説明として、重大事態の意義等についての説明があった後、鴨川市いじめ問題対策調査会規則についての確認があった。委員からの質疑等は特になかった。

6 会長及び副会長の選出

嶋津委員が議長に、石塚委員が副議長に選出された。

その後の進行については、嶋津会長が議長となり進行する旨について事務局から説明があった。

7 議事

議長より、黒野委員が議事録署名人に指名された。

(1) 鴨川市いじめ防止基本方針(改定案)と鴨川市いじめ防止基本方針概要版(改定案)について

事務局の助川指導主事から、平成25年10月11日に文部科学大臣が改定した「いじめの防止等のための基本的な方針」及び平成29年11月15日に千葉県・千葉県教育委員会が改定した「千葉県いじめ防止基本方針」の内容を受けた鴨川市いじめ防止基本方針の改定案が示された。(資料2)

平成28年に策定した「鴨川市いじめ防止基本方針」に7点加筆をしてある。

- ① いじめの認知について。4ページ。国や県が定義に「けんか」を加えたため、市も加筆。
- ② 幼児期の発達段階に応じた取り組み。6ページのキ。市や学校が幼児、保護者に対する取組を行うことについて国や県が加筆したため、市も加筆。
- ③ いじめに関する学校評価。7ページの上。国や県は、旧基本方針では具体的な評価方法等が示されていなかった。学校のいじめに対する取り組みの実施状況について学校評価の項目に設定すると、国や県が加筆したため、市も加筆。
- ④ 学校のいじめ対策組織・いじめの情報共有。7ページの下。教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることが国や県で明記されたため、市も明記。

- ⑤ 道徳の授業や児童生徒会においての活動の明確化。8 ページの上。いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動を行うことについて、国や県が加筆したため、市も加筆。
- ⑥ いじめの防止等に関する措置。8 ページの下。学校として特に配慮が必要な児童生徒については、教職員が個々の生徒の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行う。また、保護者との連携や周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組むことが、国や県で明記されたため、市も明記。
- ⑦ いじめの解消について。9 ページ。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。国や県のいじめ基本方針には、いじめが「解消している」状況について示されている。ただし、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとしている。国や県にあわせいじめの解消に係る記述を改定。

以上7点の説明とこれに併せた概要版の改定も提案された。質疑等については、以下のとおり。

奈良委員

9 ページの『いじめの解消で、いじめを受けた者が、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。』とあるが、この面談はどなたが行うのですか。

事務局（助川指導主事）

学級担任及びいじめを発見した教員（管理職を含む学校職員）が、いじめを受けた者本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを3か月を目安に面談等により確認をしています。

武田委員

各学校がいじめ防止基本方針をホームページ上にアップしていますが、児童生徒、保護者はこの基本方針を全員が必ず目にする機会があり、内容をほぼ理解できている状態に近いものはありますか。

事務局（助川指導主事）

4月のPTA総会で学校長より保護者に各校のいじめ防止基本方針が伝えられています。併せてホームページの紹介もあります。また、児童生徒会もいじめ撲滅を各校の集会の場等で周知、キャンペーン活動も行っています。

武田委員

児童生徒にわかりやすい文面でこういうことだったら先生に相談する、先生も3か月経つまではその子を見守る、助けるという行為が確実に伝わっているかどうかについてはいかがですか。

事務局（助川指導主事）

各校学級担任や担任外の先生と定期的な教育相談期間を設けています。それを行うにあたりアンケート調査も行っています。これにより心身の苦痛を感じている児童生徒を一人でも救うことにつながっていると思います。市教委としても、各校が実施する生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会等へ指導主事が参加し、年2回以上全ての学校を訪問し、指導・助言を行っており、取組の状況報告も受けています。

嶋津議長

私からもよろしいでしょうか。1点目、いじめの定義の改定にあたっての背景をどうとらえているか。2点目、6ページの『市や学校はいじめの未然防止に向け、幼児期においても発達段階に応じて幼児、保護者に対する取組を行う。』具体的にはどのようなものであるのか。3点目、市立学校での取組が増えて、先生方への負担が多くなるのではという心配から、今の態勢で対応は可能なのかという点についてお聞かせください。

事務局（助川指導主事）

1点目の改定の背景は、平成23年の滋賀県大津市のいじめ自殺事件を受け、平成25年に国がいじめの防止等のための基本的な方針を策定し、県が翌年いじめ防止基本方針を策定した背景があること、また、滋賀県大津市の事件当時はいじめではなくけんかと認識していた点があったこと、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目する点が、今回の改定案に国や県が盛り込まれ、市教委が改定に至った経緯です。

2点目の幼児期の具体的な例は、発達段階における指導として、みんなと仲良く遊びましょうや遊んでいる時、人の物を取り上げてしまうことがないようにしましょうなど、また、「はい。」という返事、はっきりとした受け答えができるなど自己肯定感を高め自信を持たせることをやりましょうということです。

3点目の先生方の負担は確かに増えるかと思います。先ほど申しましたとおり、教育相談やアンケートを通じて、また、調査の裏の背景には、教育相談やアンケートで見つからないところについても、「先生、こんなことがあった。」と保護者、児童生徒が困った時に教職員に何でも相談できる関係を築いていけることを重視していることが考えられます。負担かもしれませんが、一人でもいじめ等で心身苦痛を感じている児童生徒が救えればということを踏まえ、この方針が出されてきたのではないかと思います。

嶋津議長

大変ですけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

奈良委員

6ページの(7)財政措置『必要な財政措置を講ずるよう努める。』とありますが、どのような市の対応がありますか。

洲永課長

現時点では市単独というよりも社会福祉協議会等関係機関と協力する中でキャンペーンと一緒にやっていくなど、特に市として財政措置を講ずるところまではいっていませんが、そのようなことを踏まえて対応をしているということです。

黒野委員

8 ページにいじめられる生徒の具体例、例えば障害がある児童生徒等がありますが、特に配慮が必要な児童生徒が割合的に多いということですか。

事務局（助川指導主事）

特に配慮が必要な児童生徒も大事にしていきたいと思いますということと割合的にも年々増えてきているという印象はございます。

黒野委員

貧困の問題、親の職業の問題、複合的な問題もあろうかと思いますが、特に配慮が必要な児童生徒が目立ってきているからですかね。

事務局（助川指導主事）

はい。

黒野委員

特に配慮が必要な児童生徒が具体的に書かれていたので気になりました。

嶋津議長

では、今のに関連して。この地域で具体的な事例が生じていることはないですか。

事務局（助川指導主事）

あります。外国籍の児童生徒が少し増えてきた点がございます。

石塚委員

いじめの認知について、各学校によって、教師の認知の幅によって温度差はあるのでしょうか。

事務局（助川指導主事）

この方針が国から出たばかりの平成 26 年頃は学校によって温度差がありました。うちの学校はゼロでした。うちの学校は数十件ありました。という報告がありました。平成 29 年に国からはっきりした改定が出されたため、学校間による格差はだいぶ縮まりました。市教委も各校が実施する生徒指導委員会に参加をした時、市教委主催で年 2 回以上行う生徒指導担当者会議で研修会を行っておりますので、学校間格差は段々と減ってきております。

石塚委員

報告は重大性、些細な事を含め、だいたい均一になってきたということですね。

奈良委員

いじめがネットやSNSを通じて間接的に現代社会では起こってきていると思うのですが、こうした対策が『千葉県の「青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）」等からの情報を得るなど』となっていますが、一つの機関で千葉県全域の小中学校を観察するという事は難しいことではありませんか。もう一つ、田舎も都会も関係なくネット環境があるので、鴨川市、安房地区で取組などがありましたら、先ほど事業費等はついていないということでしたが、そういったところを今後強化していく必要があるのではないかと思います。

事務局（助川指導主事）

千葉県のネットパトロールで、問題のある画像を拡散させている生徒がいた場合は、市教委へ連絡があり、本人に消させてくださいという連絡はあります。奈良先生ご指摘のとおり、毎月、千葉県全域の小中学校を観察するという事は県の方でできていませんが、今月は鴨川市を抽出しました、〇〇月は△△市を抽出しました等、毎月県からの報告は市教委へ挙がってきて、市内中学校にまで周知させています。今年に入り、何回か鴨川市も抽出されていますが、今のところ、悪質であり、すぐに削除依頼をしなければならない案件は挙がってきておりません。

奈良委員

一度ネットに挙がってしまうと本人は消すことができて、他の所は全部消しきれないということがあります。見つけた場合は早く拡散する前に消すということが重要になってきます。やはり、何か月に一回だけ回ってくるということでは、ちょっと懸念があると思いました。

事務局（助川指導主事）

鴨川市としましても主に小学校6年生を対象に各校で県の情報モラル教育担当者や携帯電話会社の担当者を招いたスマートフォンや携帯電話の正しい使い方の教室を開催し、一度ネットにアップされたものは消せないことを強調した教育、課金やゲーム等についても注意喚起をし、正しい使い方の講習を行っております。

奈良委員

私も心理という職業柄いろいろと関わるのですが、ネットに対してのアクセスは幼稚園くらいから、赤ちゃんがYou Tubeを親と見る時代ですので、小学校6年生くらいからではちょっと遅すぎると思います。小学校3年生でYou Tubeに自分で動画をアップしている子が鴨川市でもいます。もちろん保護者同伴のもとです。この方はフィルタリングまでしっかりされている方です。むしろ、親が気づかぬうちにアップしている子もいるのではないかと思います。警戒心が小学校低学年だと育ち切れてないので、自分の住んでいる周辺を探検した動画をアップして、地域がわか

ってしまったということがあり、危険性を早めに教えることも必要ではないかと思
ったため、小学校6年生ではもう遅い時代かなとも感じております。

事務局（助川指導主事）

1月16日に「鴨川市いじめ問題対策連絡協議会」を開きました。鴨川警察署か
らは、スマートフォン、携帯電話を子どもに持たせる場合、保護者にはフィルタリ
ングをかけましょうという啓発、もし、フィルタリングがないとわいせつな画像を
アップしてしまう、ゲーム等の課金サイトに関わってしまうなどのことが懸念され
ること。

SNSの手段の一つにLINEがあり、昔は既読スルーということがありましたが、今
はたくさんグループが作れるため、仲間が違うグループに移動し、いつの間にか自
分一人になっていたという事例があるという報告が学校側からあり、何か対処によ
いアドバイスをともありました。これだけでは警察も関与できないので、悩ましい
点であること等が出されました。

家庭教育指導員からは、とにかく保護者も巻き込むこと。保護者がスマートフォ
ン、携帯電話を与えているのであるから、保護者に啓発をすることが大事であると
申し出ておりました。格安スマホ、格安SIMであるとフィルタリングをかけられない
ものもあるそうなので、任天堂DSゲームの中に入っているiフィルターがあり、月
額300円くらいでできることも県の情報モラル教育の講師の先生から教えてもらい
ました。

3学期も市の生徒指導担当者会議を行いますので、今日の調査会で得られた情報
を含め、学校にも発信していけたらと思います。

嶋津議長

他にご質問やご意見が無ければ、本議題についての質疑は以上で終わらせていた
だきます。なお、本議事は資料1の17ページにありますように『市いじめ防止基
本方針は、対策調査会によるいじめの防止等のための対策の審議に基づき、必要が
あると認めるときは、改善のための見直しを実施する。』にあたることになります。
本改定案及び本概要版の改定案について原案のとおり了承するという事でよろし
いでしょうか。

異議なしの声あり。

嶋津議長

ありがとうございました。異議なしとのこと。新しくなった改定案は資料2
の12ページに『市いじめ防止基本方針の内容に変更があった場合は、ホームペー
ジ等を活用し、遅滞なく市民に周知させる。』とあります。このことについては確実
に実施されるようお願いをいたします。

(2) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の報告について

事務局の助川指導主事から1月16日に開催された鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の報告がなされた。(資料3)

報告は、平成30年度本市が1・2学期末に実施をしいじめの状況調査、その中の継続指導のものについて、本市の過去3年間の調査を比較、各学校におけるいじめの具体的な対策についてであった。

最後に関係機関として出席いただいた千葉法務局館山支局、鴨川警察署並びに家庭教育指導員から各学校等に対し助言をいただいたことについても報告された。質疑等については、以下のとおり。

武田委員

継続指導について、いじめられる側に立っている子に発達障害がある、あるいは発達障害の傾向にある、そういった特徴が見られることがあります。在籍は特別支援級在籍であるのか、発生する場面は、支援級内で起こっているのか、普通学級で起こるのか、そのような背景を少し教えてください。

事務局（助川指導主事）

発生する場面は全ての場面であります。支援級内であったり、交流している場面であったり、例えば給食中であったり、つい一言言ってしまった関係で、そこから口げんか、叩き合い等報告が挙がっています。心的苦痛が本人にあればいじめ認知としてカウントしていますので、数が増えてきている状況にあります。在籍は特別支援学級在籍の子も、普通学級在籍の子もいます。

奈良委員

いじめ状況調査の報告で、中学校は現在継続指導中がゼロ件であります。問題が解消し、観察中であるとなっていますが、この報告を幾つか聞かせてください。

事務局（助川指導主事）

ある学校では、中学生の発達段階で、本人（Aさん）がいじめられていると感じていなくても周りの生徒のアンケート調査から、Aさんに対して〇〇というあだ名で呼んでいた等の記入があった場合、特に複数挙がってきた場合はすぐに本人（Aさん）に教員が話をし、「いじめとして認知しているよ」と声をかけています。教育相談の中でも本人（Aさん）に対し、「周りの仲間はあなたに対してすごく心配しているんだよ」と伝えてあげています。更に生活ノートの心の状況チェック3段階を活用し、一番下の評価に何日間か生徒がつけてきた場合、学級担任と面談をします。その中で「実は先生、心身の苦痛があった。」という事例も聞いています。様々な調査を通じて中学生の場合は行っていること、校内生徒指導委員会で1か月経過する毎に全てのいじめの案件について解消に向けた取組の確認もしています。また、ある学校では、朝の会、帰りの会、給食の時間は、学級担任だけではなく、もう一人学年所属の教員も入り、常に目配り気配りをしている状況もあります。何か突発的な事態に備えて担任の目が行き届かなくなる時間を少なくする目的もあり、教員の

目を複数にすることで生徒同士のトラブルを少しでも減らす事例報告もありました。

奈良委員

今の取組中にあった心の状況チェック３段階は全中学校で同じものを使っているのか教えてください。

事務局（助川指導主事）

市内全中学校では使っておりません。各学校におけるいじめの具体的な対策の中でありました。

奈良委員

こういう取組が鴨川市内に広がっていくといいのかなと思いました。

嶋津議長

いじめの報告の件数が過去に比べると増えています。昨年の１０月頃新聞を読んだのですが、いじめ認知件数全国１位が千葉県、千人あたりのいじめ件数も全国７番目という記憶があるのですが、これは相対的に県教委が軽微ないじめにまで目が届くようになったので、件数が増えてきているというコメントを出していました。このような認識でよろしいでしょうか。鴨川市の場合も県同様のものであるのか、それとも別の要因があるのでしょうか。

事務局（助川指導主事）

嶋津議長が言われたとおり、千葉県はいじめ認知件数全国１位、千人あたりのいじめ件数も全国７位、軽微ないじめにまで目が行き届くようになりました。また、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、県の「いじめ防止基本方針」が改定されたことを受け、鴨川市もけんか、心身的な苦痛、軽微なことまで挙げております。もし、学校においていじめ認知件数がゼロであった場合において、保護者及び児童生徒に学校便り等を通じて周知させなければならないとあります。もちろん、ゼロでなくても周知させてよいです。これは、本当にゼロかどうかの確認の意味もございしますが、お便りで知らせることにより、学校が今把握していること以外に心身の苦痛を伴っている児童生徒はいないのか。教員も保護者も児童生徒同士のトラブルを把握できていない件があるのかもしれない、見落としている可能性があるのかもしれないという件を一つひとつ拾っていくことにより、もしかしたら、苦しんでいる児童生徒がまだいるのかもしれないという視点に立ち、細かいところまで認知していきましょうという背景になったのであろうと察しているところでございます。

嶋津議長

他にご質問やご意見が無ければ、これは報告ということでございますので、可否は問いません。

(3) 鴨川市が実施するいじめ防止等の対策について

事務局の助川指導主事から市が実施する対策について以下の説明がなされた。

- ・ 2つの組織の設置の他、各種施策として、相談体制の充実について
- ・ いじめの防止、早期発見のためのいじめ対策について
- ・ 毎月各学校からの不登校の状況の把握などについて

更に、市立学校が実施する対策についての具体的な施策内容と保護者の役割、市民の役割、重大事態への対処について説明がなされた。質疑等については、以下のとおり。

奈良委員

市教委がとった小中一貫コーディネーター研修会のアンケートの結果を見ても、重大事態が発生していないということで大変ありがたいと思いました。このアンケートを保護者として記入したのですが、この内容はどういうものをベースにしたのか、抽象的な質問が多かったので、答える方としても漠然と感じたものを答えてしまいがちなこと、具体的に書く欄もあり、大雑把すぎて何を思っ何を書けばよいのか、個々の保護者によって分かれてしまうような印象を受けたので、ベースになるアンケートの指針があれば教えていただきたい。または、独自なものか。もう少し改善や工夫をされる意図があるかどうかも含め、お聞かせください。

事務局（助川指導主事）

ご指摘ありがとうございます。私は4月から市教委、その前の年から学校の委員の一人としてこの小中一貫コーディネーター研修会のアンケートを作成してきました。この会議のいじめから少し離れてしまいますがよろしいでしょうか。

鴨川市は小中一貫教育を推進してきました。それまでは、それに対する振り返る活動を全くやっておらなかった。児童生徒、教員、保護者に聞いていなかったということに気づき、平成28年度に児童生徒、平成29年度に教職員、平成30年度に保護者アンケートを作り、ようやく今年度三者が出そろったところです。

平成28年度に作成した児童生徒用アンケートは小学校3年生から中学校3年生まで同じ質問で通してあります。これをもとに教職員用を作成しました。更にこれをもとに保護者用を作成しました。アンケートを作成した我々もどこに焦点を置こうかということが、実は悩みの種になっております。まずは、疑問に思ったところから、あれもこれもだと答える方も大変になってしまうので、幾つかに焦点を絞ったところであり、ようやくアンケートも完成したところでございます。鴨川市の第2期教育振興計画を踏まえて、全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙を見たり、他の都道府県の小中一貫校のアンケート調査をモデルにしたり、様々な市や県のを参考にしました。まだ、三者の整合性がとれていない面もございますので、来月、小中一貫コーディネーター研修会で話し合います。アンケート結果は単純に送られてきた数字であります。今後、工夫、改善を図らなくてはなりません、この件にも関心をもっていただいたことがメンバーの一人として嬉しい限りです。

奈良委員

それだけ工夫されていたとは知りませんでした。子どもの在籍校で保護者の回答と教職員の回答の報告が載っていたのが、大変参考になっています。ただ、アンケート内容が抽象的だったことと昨年と今年と大きく変えると比較ができなくなってしまうので調整が大変難しいと思います。より具体的なイメージが湧くような例を加えられると実態に即した反応が返ってくる可能性があるのではないかと思います。

武田委員

本冊3ページの(2)のカ、各校の相談体制を支援するとともに、相談機関等についての周知を学校を通じて行う。とありますが、相談機関と想定しているのは広報かもがわ4月1日号にある学校教育課、警察署の生活安全課、家庭教育相談の3つが載っているのですが、その他に周知に使っている相談機関というのはどこがあり、どのように周知されているのかを教えてください。

事務局（助川指導主事）

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーや重大な案件になってしまいますと児童相談所になります。人権の方であればSOSミニレターの活用や千葉県教育委員会が夏休み前に配布した名刺サイズの「一人で悩まないで、もし悩むようであればフリーダイヤルここに相談して」など文書を通じて各学校には周知しております。

奈良委員

安房にある相談機関の一覧がA3一枚の紙に毎年4月か5月頃に学校から配布されています。

武田委員

あれは他地区のソーシャルワーカーからはうらやましがられる資料で、安房地区のみ全家庭に配っている資料です。訪問相談担当教員という不登校の児童生徒に家庭訪問をする時に、お手紙として一緒に配っていますが、あれは冷蔵庫の所にも磁石で貼れて有効であると思います。

先ほどの回答の件で、周知のご努力、お疲れ様です。一番の基本は子どもにとっても親にとっても、学校の先生方であり、小さなことも簡単に相談できるのが学校の先生であるということをみんなが了解しているように思います。

私も一中学生の保護者として担任の先生や顧問の先生が何かの連絡事項でお電話をくださった時に、最近の我が子の様子を伝えてくださる、あるいはどうですかという一言が、実は突然、忙しい学校に電話をしにくい親にとって、その一言を言いやすい雰囲気を作ってくださっていると思います。相談機関について聞きましたが、やはり、学校の先生方と保護者、学校の先生方と生徒の距離が近いというのが一番大事なことはないかと思いますし、実際にそのように取組まれていると思います。ありがとうございます。

嶋津議長

カウンセラーを要望して昨年度5名だったのが、1名増員されて今年度6名となっていますが、理想的にはどれくらいの配置が考えられますか。

事務局（助川指導主事）

理想を言えば、各校1人です。

嶋津議長

そうしますと、今、各校どれくらいの率なんですか。市内は何校ありますか。

事務局（助川指導主事）

11校です。

嶋津議長

半分くらいしかカウンセラーがいないということですね。各校1人が理想ですか。

事務局（助川指導主事）

はい。

洲永課長

スクールカウンセラーは県の事業ですので、県が人件費を負担しています。市としてスクールカウンセラーの雇用はできません。しかし、市としていじめの防止にも多少はかかわると思うのですが、特別支援教育支援員という形で市の雇用で、ご退職された先生方にお声をかけさせてもらい非常勤職員という形で、学校の中で支援が必要となる子に寄り添ってもらっています。それについては今年は小湊小だけ配置はないのですが、それ以外の各学校に1人、2人、3人と学校の状況に応じて、市の雇用として財政措置が構ぜられ、直接的にはいじめではありませんが、子ども達への支援ということで対応しています。

奈良委員

『（2）いじめの防止及び早期発見のウ、情報交換及び研修の場の確保として、年2回以上の生徒指導担当者会議を実施する』とありますが、実際の研修の内容等を教えてください。

事務局（助川指導主事）

私が千葉県総合教育センターで研修を受けた阪中順子先生の『児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会』の内容を伝達する形にしました。書き込み式の演習も交えて行いました。例えば、役割演技で一人は教師、一人は生徒と仮定して行い、「先生、悩みがあるんです。」「それで。」「こうこうこうで。」「へー。」嫌な気分になりますよね。という具合にです。実際にはこういう先生はいませんが、風通しのよい環境で、先生に悩みを言いやすい環境にしましょうよというものであったり、また、

明石家さんまさんのお子さんで息子・にちかさん、娘・IMARU さんの話であったりなど、子ども一人ひとりに愛情を注いでいくことが大事であるという話を中心に研修を行わせてもらいました。

嶋津議長

他にご質問やご意見が無ければ、本議題についての質疑は以上で終わらせていただきます。なお、本議事は「審査」となっております都合上、別冊資料2の「鴨川市いじめ防止基本方針改訂版」の5ページから9ページ中の「市が実施する対策」、「市立学校が実施する対策」、「保護者の役割」、「市民の役割」については、このような内容で異議ないということによろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

嶋津議長

それでは、異議なしとのことですのでこのように決定させていただきます。これらにつきましては、「市が実施する対策」について、今後も確実な実施をよろしくお願いをいたします。議事の4つ目の「その他」ですが、この際何かございますでしょうか。事務局から何かありますか。

事務局（助川指導主事）

ありません。

嶋津議長

委員の皆様から何かありますか。

なしの声あり。

嶋津議長

特にないようでしたら、以上で議事を終わらせていただきます。慎重なご審議どうもありがとうございました。

8 諸連絡

嶋津議長

最後に諸連絡です。事務局から何かございますでしょうか。

事務局（助川指導主事）

最後に次年度の日程について、お願いします。次年度の実施も1月下旬から2月中旬に実施できたらと考えております。不都合がございましたら、庶務助川まで連絡をお願いいたします。もう1点よろしいでしょうか。

嶋津議長

はい。どうぞ。

事務局（助川指導主事）

本日お諮りしました鴨川市いじめ防止基本方針改定案、ならびに概要版の改定案は、この後、本市のパブリックコメント手続き実施要項に基づき、ホームページや広報かもがわでも周知し、市民から意見をいただき、その後、教育委員会の定例教育委員会議に報告をし、正式に改定の日付が入ることをご承知おきください。以上でございます。

嶋津議長

他に何かございませんか。

それでは、ないようでございますので、以上をもちまして、平成30年度、鴨川市いじめ問題対策調査会を終了いたします。どうもご苦勞様でございました。

事務局

長時間にわたり、ありがとうございました。

9 閉会（午後2時35分）

以上

鴨川市いじめ問題対策調査会

会長 嶋津 辰次郎 様

鴨川市付属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により議事録の内容について確認します。

平成31年3月25日

黒 野 隆